

離婚前後家庭支援事業のご案内 公正証書作成費用を補助します

対象者

栃木県内各町に居住するひとり親家庭で、次の要件を全て満たす方。

- ①養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している。
- ②令和8年4月1日以降の養育費について公正証書を作成し、その費用を負担した。
- ③過去に同一の児童を対象として公正証書作成に関する補助金の交付を受けていない。

補助対象

次の費用全額を補助します。なお、その額が3万円を超える場合は3万円とします。

- ①公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定める公証人手数料
- ②調停申立てや裁判に係る収入印紙代
- ③戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用郵便切手代

申請方法

公正証書を作成した日の翌日から起算して6ヶ月以内に、以下申請先にご相談ください。

(公財) 栃木県ひとり親家庭福祉連合会
〒320-0071 栃木県宇都宮市野沢町4番地1
TEL：028-665-7806

お問合せ先

栃木県保健福祉部 こども政策課 児童家庭支援虐待対策担当
TEL：028-623-3061 MAIL：jidokateishien@pref.tochigi.lg.jp



申請の流れ

① 相談

申請窓口である、（公財）栃木県ひとり親家庭福祉連合会において、申請に係る相談を行います。



② 補助金交付申請

相談後、補助金の交付要件に該当する場合は、必要書類を添えて交付申請書を提出します。

交付申請書や必要書類は、「栃木県離婚前後家庭支援事業補助金交付要領」を御確認ください。



③ 補助金交付決定

申請書等審査後、栃木県で補助金交付の可否を決定し、申請者宛に通知いたします。



④ 補助金の請求

補助金の交付決定があった場合、別に定める提出期限までに、必要書類を添えて補助金の請求をします。



⑤ 補助金の支給

補助金の請求後、申請者が指定する口座に補助金を交付します。